



岐阜市議会6月議会 松原のりかず 質問4 環境部長・細江市長へ

東部クリーンセンター火災事故の裁判

岐阜市議会6月議会で、松原のりかず は 1 決裁のあり方 2 民間病院への指導 3 市民病院医療事故対策 4 東部クリーンセンター火災事故の裁判対応 の4点について質問（6月19日）させて頂きました。以下は、「4 東部火災事故について」の質問です。

東部クリーンセンター火災事故(平成27年10月23日)の経過は、こうです。即ち事故当初より、業者の賠償に関し「心配」の質問をして来ました。当初の説明は荏原環境プラント(株)は親会社は東証一部上場の会社であり、信用できるとの説明でした。議会は「裁判を想定して、メモや録音を取るべきだ」とまで指摘して来ました。心配したとおり、業者の前言はひるがえされました。

原因者である荏原環境プラント(株)からの費用負担に対する見解が示されました。新聞発表されましたが、驚くべき内容でした。① 岐阜市の求めは受けられない。事故につき、自社に民事上の過失及び責任はない。② 口頭で合意したとする市の事実認識に誤りがあり、その様な市の発言は遺憾。口頭合意および口頭合意を反故にした事実は無い。という内容です。

以前に聞いた「撤回と取られても良い」旨の社長発言とされていた報告が、さらに後退し「当初の合意発言」そのものが存在しないと言っています。「民事上の過失も責任もない」「100% 無責任」と言っています。

事故原因と経過、復旧と補償に関する交渉経過については、議会答弁で何回も確認されており、細江市長もその答弁には全責任を岐阜市民に負っています。荏原の回答①②は、これを全否定しているのに市長コメントは「残念です」だけです。税金で委託し、その業者が事故を起こし、無責任を決め込んだ。岐阜市民を代表した「怒り」がなぜ発せられないのか？ との質問を、3月議会で行ないました。

3月15日の松原のりかず質問から二日後の17日、岐阜市は荏原環境プラント社員を刑事告訴(業務上失火罪・刑法第117条の2)しました。では、現状はどうか？ 検察見解が出るのを待つ体制だけで良いのか。3月議会答弁では、火災対応全体としては、約50億円の規模になる。また、新焼却場は同規模自治体では約150億円の建設費が(掛洞P延命工事関係で6年後)必要との事であった。

そこで、環境部長に伺います。

うら面につづく

連絡先 市議会議員 松原のりかず 岐阜市沖ノ橋町1-21 でんわ 253-2500

おもて面からつづき

裁判いつ起こす？ 市長の責任！

- 1 荏原プラントを相手とする損害賠償を求める裁判を早急に起こすべきと考えますが、岐阜市はいつ裁判を起こされるのか。市の見解を伺います。

環境部長答弁の概要

火災事故の訴訟時期質問にお答えします。平成27年に発生した事故の直接原因者の荏原環境プラントに対し、同社責任で施設復旧を求めたが、協議不調。岐阜市が復旧工事を実施し、費用を原因者へ請求する方針とし、現在、計画策定中。

荏原への責任追及は取り組む。粗大ごみ暫定処理費で市が負担した費用、平成27年度分約6,900万円、平成28年度分約4,200万円、合計約1億1,100万円を荏原側に請求したが、未だに支払われていない。反対に、荏原から仮設破砕機費用など約3億4500万円（荏原が負担したと主張し）の請求が岐阜市へ来ている。本年3月、火元である溶接作業を実施した荏原環境プラントの社員1名を業務上失火罪で岐阜地方検察庁へ刑事告訴した。県警は同義の書類送検を行い、ともに捜査中。市は民事訴訟視野に検討している。時期を逃さず対応する。

松原のりかず再質問概要

新年度予算に復旧費50億円の一部でも、市が予算要求するには、市民理解（予算計上を許す）は裁判（荏原Pとの）が前提となる。だとするなら、9月には目処（裁判の）が必要である。細江市長は責任を持って、裁判を起こされよう指導されますか。

市長答弁概要

時期を逃さず対応してまいりたいと考えています。

松原のりかず再々質問概要

細江市長任期中の事故だが、市長の任期は、迫っている。市長は任期中に裁判を責任をもって起こされますか。

市長再答弁概要

私は、毎日が任期と思っている。（意味不明？ 公選法の任期は決まっている。）



松原のりかず
☎058-253-2500